



固い握手を結ぶ、常呂の永田団長（左）と佐呂間の五十嵐団長（右）

Town Topics

まちの話題

話題・出来事など皆さんからの情報をお待ちしています。

町民課 住民活動係
Tel 2・1213

佐呂間町消防団・常呂消防団 相互応援協定締結式

3月7日、佐呂間町消防団第2分

団

詰所（浜佐呂間）で佐呂間町消防

団と北見市の常呂消防団が相互応援

協定を結びました。

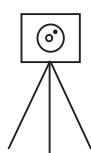
この応援協定は、行政区域及び消防組合の管轄を越えた相互応援協定で、このような協定は北海道では初めてです。

本協定では、浜佐呂間全域、北見市常呂町栄浦地域で火災などが発生した場合、両地域での被害を軽減するために、要請に応じて消防団が出动することを決定しました。

両消防団の団員たちは、

「同じサロマ湖で仕事している顔見知りの常呂団員も多いので、すぐ近くで活動しているのに団として何でもきなことがもどかしかった。これからは、出動時に限らず訓練などでも協力して連携を強めていきたい。」と話していました。

地域住民の安全を守るために、相互応援協定が活かされ、万が一の場合には、被害を最小限に留められることが期待されます。



全町ミニバレー大会

3月11日、町体育館で全町ミニバレー大会が開催されました。子どもから大人までが参加し、熱戦を繰り広げ場内は熱気に包まれていました。小学生の部は7チーム43名が参加し、優勝はアタッカーズ。一般の部は10チーム45名が参加し、サロマンが熱戦を制し優勝の栄に輝きました。



老人クラブ連合会 冬期レクリエーション大会

冬でも運動をしながら交流を深めようと、例年開催されている老人クラブ連合会冬期レクリエーション大会が3月16日、町体育館で行われました。町内から17老人クラブ、総勢355名が参加し1種目の個人戦、2種目の団体戦で競いながら楽しく交流しました。競技中は、声援と笑いの両方が飛び交い大いに盛り上りました。

セーフティーロード サロマ

毎月 1 日は佐呂間交通安全の日
15 日は道民交通安全の日

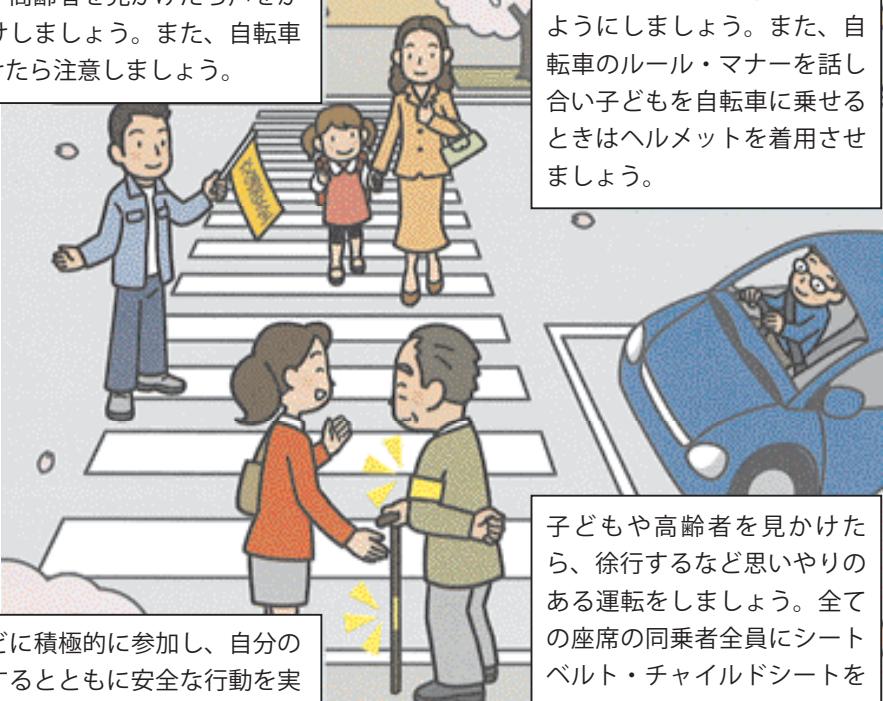
春

全国交通安全運動

4月6日～4月15日

地域では

交差点などで、子どもや高齢者を見かけたら声をかけ、安全な横断を手助けしましょう。また、自転車の危険な乗り方を見つけたら注意しましょう。



高齢者は

参加体験型の講習会などに積極的に参加し、自分の身体能力の変化を認識するとともに安全な行動を実践しましょう。また、ウォーキングなど夜間に外出する場合は、反射材の着用や明るい服装を心掛けましょう。

家庭では

子どもと一緒に通学路を歩くなどして、交通ルールの手本を示し、マナーを身につけるようにしましょう。また、自転車のルール・マナーを話し合い子どもを自転車に乗せるときはヘルメットを着用させましょう。

子どもや高齢者を見かけたら、徐行するなど思いやりのある運転をしましょう。全ての座席の同乗者全員にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させましょう。飲酒運転の危険性や責任の重大さをしっかりと認識し、飲酒運転を根絶しましょう。

運転者は

新入学（園）児の 交通事故防止 !!

◆運転するときは…

真新しいランドセルを背負ったり、通園カバンを肩にかけた子どもの姿が目につく季節です。ドライバーの皆さん、子どもたちを見かけたら、自然にアクセルをゆるめ、学校や公園の近くを通過ときは、特に慎重な運転を心がけましょう。

◆歩行者は…

道路を渡るときは、信号が赤になつても、車が止まるのを確かめてから渡り始めさせましょう。

▼STOP ザ 交通事故

とおぐとも

おうだんほどどう

わたらうよ

佐呂間小学校2年

鎌田 優来

▼交通事故発生状況

(平成24年2月末)

発生 2件 (- 2件)

死亡 0人 (± 0人)

傷者 2人 (- 2人)

() 内は前年比



デイライト運動通年展開中 !!

▼交通死亡事故ゼロ運動
150日 (3/21現在)

発生件数は人身事故の件数

平成 24 年 4 月 1 日受診分から さろま子育て応援医療費助成事業

0 歳から中学生まで

医療費

無料

※中学校 3 年生修了まで。

さろま子育て応援医療費助成事業

増大する子どもの医療費負担を佐呂間町が助成を行い、子育てに係る家庭の経済負担を軽減し、安全安心な子育ての環境を提供します。本町の子育て支援の更なる充実を図り、住みやすい町・暮らしやすい町づくりを進めるため、今までの乳幼児等医療費助成を大きく拡大して、医療費の無料化を実施します。

拡大内容

- ①対象年齢を 0 歳から中学生まで拡大します。
- ②対象範囲を拡大します。該当となるのは、入院・通院・調剤等保険適用分です。
(自費診療分、食事代、容器代などの保険適用外分は該当しません。)
- ③所得制限を撤廃します。今まで所得超過で該当にならなかつた方も助成が受けられます。

※対象となる方は、郵送されています案内に従い、新しい乳幼児等受給者証発行の手続きをお願いします。

※この医療費助成は、佐呂間町在住の方に限ります。転入・転出の際には手続きが必要となりますので、必ず窓口にお越しください。

国民健康保険の「加入」と「喪失」の届出

国民健康保険（以下、国保）の加入者の資格は、職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除いて、住所がある市町村の国保に加入しなければなりません。（学生など特別な場合は除きます。）

就職して職場の健康保険に加入したときや、退職をして喪失した場合など国保の資格に異動が生じたときは、14 日以内に届出を行ってください。

特に 6 月までは、土木、建設、水産加工などの事業所で働き始める方や、学校を卒業して就職をされる方が多くなる時期です。

届出を忘れていると、そのまま国保税が課税されたり、保険の給付を受けることができなくなります。届出は、役場保健福祉課医療保険係・若佐支所・浜佐呂間出張所のいずれでも可能ですので、忘れずに行ってください。

また、新たに国民健康保険以外の健康保険に加入された場合は、継続して診療を受けている医療機関の窓口に、新しい保険証を提示してください。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

高額な外来診療を受ける方へ

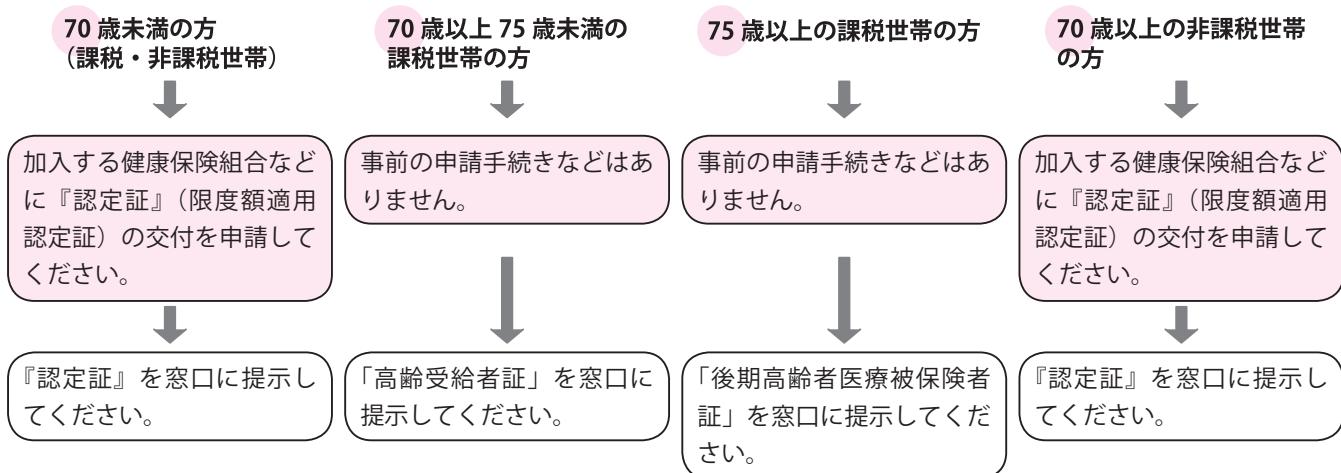
平成 24 年 4 月 1 日から
『認定証』などの提示で
窓口での支払が

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額を支払わなければなりませんでしたが、平成 24 年 4 月 1 日からは限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

※窓口支払上限額（月あたり）は所得により異なります

一定
金額
にとどめられます。

高額の外来診療を受けるとき



『認定証』の申請について

事前の申請など詳細は、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方は役場保健福祉課医療保険係まで、その他各種健康保険組合などに加入の方は加入されている保険者にお問い合わせください。

現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お持ちになっている『認定証』は有効期限まで使用できます。新たな申請は必要ありません。

『認定証』の提示を忘れずに

『認定証』を提示しない場合は、従来どおりの手続きになりますのでご注意ください。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、加入されている健康保険組合などから支給されます。)

【お問い合わせ】

役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212